創業支援資金（若者・女性等）　（令和６年４月１日現在）

１．目　　的	創業者への円滑な金融を図り、もって新事業の創出を支援する。
２．融資対象者 （右のすべての条件を満たす必要があります。）	(1) 創業者(※１)の方 (2) 市内で事業を営もうとしている方、又は市内で事業を営んで１年に満たない方 (3) 市内に住所及び事業所のある個人の方、又は市内に事業所がある法人の方 (4) 次のいずれかに該当する方 ①若者（35 歳未満）又は女性の方　（申請日時点） ②２年以内に福井市内に転入した方 ③中心市街地でリノベーション（築 25 年以上の物件の改装等）を行う方 ④「福井市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業（※２）による支援を受けた方 (5) p. 13「１. 融資対象者要件（共通）②～⑤」を満たす方 ※１　創業者 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 3 項に規定する者で、次に掲げるものをいう。 1. 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する場合：下記のうちどちらかに該当すること。・1 か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。・事業を開始した日以後 1 年を経過していないこと。 2. 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合：下記のうちどちらかに該当すること。・2 か月以内に当該事業を行う具体的な計画を有すること。・事業を開始した日以後 1 年を経過していないこと。 3. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、事業を開始する場合：下記のうちどちらかに該当すること。・当該事業を行う具体的な計画を有すること。・事業を開始した日以後 1 年を経過していないこと。 ※２　特定創業支援等事業 福井市・支援機関等が連携し、創業前から創業後に至るまで、継続的に創業を支援する下記の事業をいう。 機関：福井商工会議所／事業：・ワンストップ相談・創業をテーマにしたセミナー 機関：特定非営利活動法人アントレセンター／事業：・創業ハンズオン支援 機関：福井商工会（北・東・西）／事業：・創業相談窓口・伴走型巡回相談
３．融資限度額	２，０００万円以内
４．使途及び融資期間	運転資金　５年以内(据置１年以内を含む。) 設備資金　７年以内(据置１年以内を含む。) 運転設備併用資金　７年以内(据置１年以内を含む。) ※土地、建物の購入資金は対象外
５．信用保証	原則として保証協会の保証を付する 保証制度名：福井市創業支援資金保証制度（特別保証枠） ※責任共有制度の対象外 国の定める創業関連保証に対応した制度
６．補助制度	保証料補給　　全額

７．経営アドバイス	必須 ※市経営専門指導員の経営アドバイスを受ける必要があります。
８．必 要 書 類	(1) 福井市中小企業者等融資申請書(様式第１号)【原本２部　写し１部】 (2) 直近の市税納税証明書（全税目）【原本１部　写し２部】 ※法人を設立した場合で、法人の納税証明書が出ないときは、経営者個人の市税納税証明書を添付ください。 (3) 法人の場合は法人の登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本【原本１部　写し２部】 (4) 許認可証の写し（許認可を要する業種の場合）【２部】 (5) 直近の決算書または直近の試算表の写し【２部】 ※創業前や創業間もない場合は添付の必要はありません。 ただし、個人で創業後に融資を受けたい場合は、数か月分の試算表や事業実績のわかる書類を添付してください。 (6) 設備資金の場合は、見積り等の写し(設備の概要が分かるもの)【２部】 (7) 創業計画書(様式第７号)【原本３部】(うち１部は保証協会提出用) ※様式７号に準ずる様式も可 (8) 次のいずれかの書類の写し【２部】 ・代表者の住民票抄本（「若者」「女性」「２年以内に福井市内に転入した方」に該当する場合のみ） ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの創業認定書 ・リノベーション物件の名寄帳又は評価証明書（賃貸物件の場合、賃貸契約書） (9) 経営アドバイス申込書（様式第１４号）【原本２部】 ※事業所の所在地がわかる地図を添付すること。 (10) 福井市中小企業者等融資制度利用者へのアンケート【原本１部】 (11) その他、市が必要と認めるもの **《注意事項》** ・市税納税証明書と法人の登記事項証明書、住民票等は必ず原本をお持ちください。(その場で確認して返却いたします。) また、発行から３ヶ月以内のものを提出してください。

■創業支援資金Ｑ＆Ａ

Ｑ：創業日と判断されるのはいつか。

Ａ：法人の場合は登記した日が創業日となり、個人の場合は開廃業等届出書に記載した開業日となります。

Ｑ：設立して１年を経過していない法人の場合、申請時に必要な「直近の市税納税証明書」はどのようにすればよいか。

Ａ：代表者個人の市税納税証明書を提出してください。

Ｑ：法人の場合は、①若者（３５歳未満）又は女性の条件を利用できるか。

Ａ：代表者個人が該当すれば利用できます。代表者の住民票を提出してください。